

CSUN2025に出かけて考えた

古瀬 敏

静岡文化芸術大学名誉教授

建築研究所客員研究員

国際ユニヴァーサルデザイン協議会 (IAUD) 理事長

自己紹介

- もともと公務員だった(建設省建築研究所の研究員、研究所在籍31年、大学11年)ので、ずっと公の負う義務について考えている
- ADAができてすぐ、その内容(建築規制分)の翻訳を手掛けたこともあって、わが国の状況と比べて米国は・・・ といつも考えていた
- CSUN参加はこの3年間。もともと建築物の使い勝手と安全性が専門で、これはすべての人が対象であって、障害とは格別縁がなかった
- 参加するに至ったのは障害者情報保障法(正確なタイトルではないかも)の情報交換会に呼ばれたから(IAUDは内閣府所管)

ABA、ADA、など

- 米国ではまず連邦政府から義務化。これは1968年の建築障壁法（ABA）から一貫している
- ADAは公的主体以外の民間についてもアクセシビリティを義務化した点で画期的だった
- ただ、最初の対象は交通、建築物など、物理的なもののアクセシビリティが中心（差別は違法だが実際にできることは・・・）

とくにADAでは

- もちろん公共建築物(利用者が制限されないという意味)はすべて対象。民間はTitle3で規定(自治体はTitle2)
- 利用者が一定範囲に限られる事務所や工場は義務の範囲が狭く、完全に利用が自分たちだけだと除外(宗教施設や学友会会館などで、かつ他者に貸し出さない場合)。

物理環境の整備

- 自治体は税金で運営されているから、もともと民間よりは厳しかった。この中心は公共交通（日本と異なり、ほとんどの国に「私鉄」が存在しない）。建築物はABAからずっと
- これら、Title 2とTitle3は、ADAが1990年に導入されて以降、ときを追うにつれて実効性が高まっていった
- そのゆえもあり、最近のCSUNでは車いす対応の新規技術の紹介はほとんど見当たらない。圧倒的に視覚障害関連、次いで聴覚障害関連

新たな動き

- 今回のCSUNのセッションでは、情報アクセシビリティ(ウェブ)が自治体の義務になるという点がかなり前面に出ていた
- これは劇的。対象となる情報の意味が各段に広がった
- 過去の情報で、もはや手が加わらないもの(化石的なもの)は規定が緩いが、逐次アップデートされるものについてはカバーしなければならない

要求水準とデッドライン

- WCAG 2.1, Level AA,の水準が要求される
- 2024年4月24日に施行規則が公布され、人口が5万人以上だと2年後、それより人口が少ない場合、3年後に発効

トランプの政策の連邦政府への影響？

- 前年と比べて連邦政府関連の発表が激減という印象
- DEIへの嫌悪に障害者施策が含まれるゆえもあろう
- 断片的にだが、メディアでの報道にも、障害者サポートが減らされていて、という内容が出てきている